

船舶事故調査報告書

平成26年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（岩）
発生日時	平成25年12月2日 07時50分ごろ
発生場所	長崎県対馬市下島久和浦南方 対馬市所在の神埼灯台から真方位053° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 06.8′ 東経129° 15.6′）
事故調査の経過	平成26年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三康善丸、19トン NS2-17198（漁船登録番号）、個人所有 18.73m（Lr）×4.38m×1.76m、FRP ディーゼル機関、610kW、平成9年6月28日 第292-42252号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月25日 免許証交付日 平成25年3月12日 （平成30年4月23日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首外板及びバルバスバウに破損、アンカー台下のかんぬきが折損
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、平成25年12月1日18時10分ごろから下島南方15M付近の海域でいか釣り漁を始め、2日06時00分ごろ漁を終了した。 船長は、対馬市厳原港に帰るため、針路を真方位約350°に設定し、自動操舵により、約9ノットの対地速力で厳原港の外防波堤を目指した。 船長は、操舵室の操舵スタンド後方の左右に機器を配置した台（台の下は船長のベッドになっている。）に座り、ラジオを聞きながら、レーダー及びGPSプロッターを見て見張りをしていたが、1時間30分～40分経過したくらいから、うとうとし始め、いつの間にか座って居眠りに陥った。 本船は、07時50分ごろ下島南東の下崎山の海側にある岩（以下

	<p>「本件岩」という。)に衝突した。</p> <p>船長は、本船を後進させて岩から離れ、損傷部を調べたところ、バルバスバウや船首外板が破損していたが、推進系に損傷がなかったので、航行できると思い、長崎県佐世保市所在の造船所に向かい、16時00分ごろ造船所棧橋に着いた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期（厳原港）</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約2.3mであった。</p> <p>船長は、12月1日から2日にかけての操業中、約5時間の仮眠時間をとっていたが、熟睡できていなかったと感じていた。</p> <p>甲板員2人は、仮眠をとらずに操業しており、漁が終了してから衝突するまで寢室で寝ていたので、衝突した状況は分からなかった。</p> <p>船長は、目的地まで最短の航路を航行しようとし、自動操舵の針路を設定したが、設定針路を少し東寄りにすべきだったと衝突後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、下島南方沖から自動操舵で厳原港に向けて北進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、下島南東の下崎山の本件岩に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故の前日に熟睡できていなかったと感じており、航行中に眠気を感じたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵の針路を目的地よりも少し西寄りに設定していたため、本件岩に衝突した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、下島南方沖から自動操舵で厳原港に向けて北進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、下島南東の下崎山の本件岩に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵の針路を設定する場合は、正確に目的地に向かう針路とすること。 ・眠気を感じたら、身体を動かすなどの眠気を取り去る努力をすること。